トレーラーハウスの取り扱いについて

概要

トレーラーハウス (起動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの (屋内的用途として認められるもの)) のうち、次のいずれかに該当するものは、法第2条第1号の建築物として取り扱うものとする。

なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の維持管理の結果として次のいずれかに該 当するに至った場合は、その時点から建築物として扱う。

内容

- 1. トレーラーハウスの移動に支障のある階段・ポーチ・ベランダ・柵等があるもの。
- 2. 給排水・ガス・電気・電話・冷暖房等のための設備配線配管をトレーラーハウスに接続する方式が、着脱式(工具を要さずに取り外すことが可能な方式)でないもの。
- 3. その他、トレーラーハウスの規模(床面積・高さ・階数等)・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

解説

- 1 本文1中「移動に支障のある」ものには、次のものも該当する。
 - (1) 車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けてあるが走行するために十分な状態に車輪が 保守されていないもの。
 - (2) 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの。
 - (3) トレーラーハウスの敷地内に、トレーラーハウスを移動するための通路(トレーラーを支障なく移動することが可能な構造(勾配・幅員・路盤等)を有し、トレーラーハウスの位置から公道に至るまで連続しているもの)がないもの。
- 2 「廃バス利用」についての取り扱い

廃バスを屋内的用途として使用していると認められるもので、土地に定着(随時かつ任意に移動できるものを 除く)しているもの、又は本文 2 (ライフラインの配線配管)に該当するものについては建築物とする。

なお、バスとは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車であって、11人乗り以上のものであり、これを道 路運送車両法第15条の規定により抹消登録したのが廃バスである。

(『平14行政会議』P. 16)

備考

法第2条第1号に規定する「土地に定着する」のうち、「土地」とは、通常の陸地のみでなく、建築的利用が可能な水面(海底)等を含み、「定着する」とは、必ずしも物理的に強固に土地に結合された様態のみでなく、本来の用途上、定常的に定着された様態、例えば桟橋による繋留、鎖その他の支持物による吊り下げ、又はアンカーボルトによる固定のような様態をも含むものである。(『詳解基準法』P.14)

関係多	文系	法第2条第1号			1
関	連	昭62例規第419号、	平9通達170号、	平14行政会議	

年度	分類	番号
15	総則	007